

# マイナンバーカードを使った転出届（特例転出届）

この届出は、マイナンバーカード所有者のみ届出可能です。  
届出期間は、引越する日から前後14日以内です。

マイナンバーカードを使った転出は、転入届の際に次の条件を全て満たす必要があります。

- 本人または転入する同世帯の者が、マイナンバーカードを持参して転入の届出に行くことができる。
- マイナンバーカードの数字4桁の暗証番号を入力することができる。
- 転入日から14日以内に転入の届出に行くことができる。

千葉県山武市長 あて

◆下記の①②を同封し、山武市役所へ送付してください。

- ① この「マイナンバーカードを使った転出届（特例転出届）」  
（この用紙の空欄に、必要事項を記入してください。）
- ② マイナンバーカードの写し

《送付先》 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市役所 市民課戸籍住民係

※届出人は、マイナンバーカードの所有者に限ります。

届出人氏名	(印)			連絡先	※日中に連絡が取れる電話番号		
届出年月日	令和	年	月	日			
異動年月日	令和	年	月	日	※新しい住所に住み始めた日または予定日		
住所	新				世帯主	新	
	旧	千葉県山武市				旧	
	フリガナ 異動者氏名			生年月日		性別	続柄
1				明・大 昭・平 令	年 月 日	男・女	
2				明・大 昭・平 令	年 月 日	男・女	
3				明・大 昭・平 令	年 月 日	男・女	
4				明・大 昭・平 令	年 月 日	男・女	
5				明・大 昭・平 令	年 月 日	男・女	

◆上記届出期間を経過してしまった場合は、特例転出を受付することができません。通常の転出(窓口申請か郵送申請)となります。

◆転入先市町村への特例転入届をする際にマイナンバーカード交付時に設定した数字4桁の暗証番号を入力していただく必要があります。

◆連絡先を必ずご記入ください。届出を受理した後に、その旨を連絡いたします。新住所地への転入届は連絡後に行ってください。

◆マイナンバーカードが有効でない(有効期限切れ、利用停止中など)場合は受付できません。

◆国民健康保険、介護保険、児童手当、子ども医療、税金等で別途手続きが必要となる場合があります。